

空家等対策の現状について

■ 清須市の現況

現状、市では、地域住民の方から通報があった空家等の所有者に対して、現場写真を添えて適正な管理を促す通知文書を送付しています。改善が見られない場合は、再度通知文書を送付し、それでも改善が見られない場合、勧告を警告する文書を送付しています。

(1) 空家等・草生えに関する苦情・相談件数

空家等 (H17～H26…89 件)

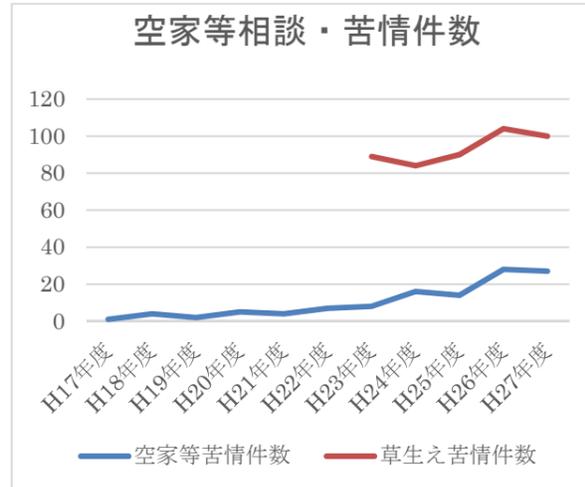
草生え (H23～H26…367 件)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
空家等	1件	4件	2件	5件

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
空家等	4件	7件	8件	16件
草生え	-	-	89件	84件

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
空家等	14件	28件	27件	19件
草生え	90件	104件	100件	77件

※平成 28 年 9 月 30 日現在の対応中の物件は、43 件



(2) 空家等の事例

事例 1 の空家 (H28. 10. 4 撮影)

- 外壁の上部が屋根部分まで著しく損壊しており、強風が吹くと残りの外壁や窓等が剥落する恐れがあるほか、天井が飛ばされる可能性がある。また、剥落した外壁が隣地駐車場の車の上に落下し傷をつけるといった実害も出ている。
- 適正な管理を促す通知文を数度にわたり送付しているが、空家所有者の所在地が当該空家となっているため、送付した文書が郵便受けに溜まっている状況である。
- 現在、空家の倒壊を恐れた隣家住人の方が、自費で応急的な修繕をすべく、弁護士に相談中である。

問題点

○所有者の所在地が不明であり、有効な手立が打てない。



事例 2 の空家 (H28. 10. 5 撮影)

- 外壁の剥落や窓ガラスが割れている箇所が多々見られる。また、敷地内及び建物内に大量のゴミが投棄されており、近隣住民から苦情が多数寄せられている。
- 勧告を警告する文書を特定記録郵便で数度にわたり送付しているが、改善は見られず。
- 平成 28 年 10 月 4 日深夜、建物内のゴミに火をつけられ、消防が出動する事態が発生。これを受けて、西春日井広域事務組合消防本部予防課からも、10 月 14 日付で防火予防を促す文書を送付した。

問題点

○所有者に対策を取る意思が無い。



↑火をつけられた箇所



事例 3 の空家（H28. 8. 16 撮影）

- ・ 瓦の崩落や屋根、板塀の剥離など著しい損壊が見られる。また、剥がれた板塀が風で飛ばされ、裏の家の窓にぶつかるといった実害も出ている。
- ・ 勧告を警告する文書を特定記録郵便で数度にわたり送付しているが、改善は見られず。



問題点

- 所有者が県外在住、高齢であるため、現地を訪れて、適正な管理を行うことが困難。
- 接続する道路がなく、今後の利用も難しい。



事例 4 の空家（H28. 8. 16 撮影）

- ・平成 20 年 8 月に、市が家屋の適切な管理をお願いし、一部取り壊しを行っている。しかし、その後、残った部分についての適切な管理がなされておらず、強風の際などは家屋の軋みや、屋内の物が飛んで来るといった危険性がある。
- ・養生部分が剥がれ、屋内がむき出しの状態であり、中には書類等のゴミ類が放置されている。また、敷地内から伸びた樹木が、隣の空き地に越境している。
- ・空家所有者は亡くなっているが、相続人と思われる方の所在地が当該空家となっていたため、適正な管理を促す通知文を門扉に貼り付けることで対応していた。
- ・平成 28 年 9 月、特措法に基づき戸籍謄本等を請求し、相続人（3 名）の現住所を突き止めた。勧告を警告する文書を特定記録郵便で送付したところ、連絡があり、相続人の一人と面談を行うことができた。

問題点

- 相続が未済で、相続人が複数いる場合は、管理する人間が定まっていないため、事態が長引く。

